ご利用の手続き

ご相談・お申込

●融資制度、お申込手続きなどのお問合せはお電話またはチャットボットにて承っております。

■事業資金相談ダイヤル　行こうよ！　公庫
0120-154-505
※音声ガイダンスの後に「0」を選択してください。　※電話番号のおかけ間違いにご注意ください。
※受付時間は、平日9:00～19:00となります（国民生活事業）。

■事業資金お問合せチャット　ご利用はこちら▶
お問合せ担当の“みちびくん”です！
融資に関しては、まずは私にご相談ください。
24時間365日承ります！

●支店窓口でのご相談は、事前にご予約をお願いしております。
（オンラインでのご相談も承っております。）
●融資のお申込は、ホームページからお手続きいただけます。
（ご郵送またはご来店によるお申込も可能です。）
●添付していただく主な書類は次のとおりです。

▼予約相談はこちら

新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を終えていない方

- ☐ 創業計画書

事業開始後税務申告を終えている方

- ☐ 企業概要書
- ☐ 確定申告書・決算書（法人営業の方）
- ☐ 申告決算書（個人営業の方）

- ☐ 最近の試算表（法人営業の方で、事業開始後または税務申告後６ヵ月以上経過している場合）
- ☐ 見積書（設備資金をお申込の方）
- ☐ 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（表面のみ）またはパスポート（顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ）
- ☐ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本（法人営業の方）
- ☐ 許認可証（飲食店など許可・届出等が必要な事業を営んでいる方）
- ☐ 日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）利用申込書（電子契約サービスをはじめてご利用になる方）
- ☐ 送金先口座の預金通帳（表紙・見開き１ページ目）（電子契約サービスをはじめてご利用になる方）

※ExcelやPDF等の電子データをご準備ください。
※ご郵送によるお申込手続きをご希望の方は、上記書類とあわせて「借入申込書（国民生活事業用）」をご提出ください。
※創業計画書、企業概要書、日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）利用申込書および借入申込書（国民生活事業用）は、ホームページからダウンロードいただけます。

各種書式ダウンロードはこちら▶

ご面談

●資金のお使いみちや事業の計画などについてお話を伺います。
ご準備いただく書類は、計画についての資料、営業状況や資産・負債のわかる書類などです。
●店舗や工場をお訪ねすることがございます。

ご融資

●ご融資の決定後、ご契約に必要な手続きをご案内いたします。
●ご契約手続きについては、日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）をご利用ください。
●ご契約手続きの完了後、ご融資金を銀行等の金融機関の口座へ送金いたします。

電子契約サービスはこちら▶

ご返済

●ご返済は原則として月賦払いです。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

日本政策金融公庫
国民生活事業

●最寄りの支店

本誌に掲載されているコンテンツの無断転載転用はお断りします。
（令和８年５月）

創業融資のご案内

令和8年度版

日本公庫は創業に関するご相談をお受けしています。

日本政策金融公庫
国民生活事業

創業ホットライン　事業資金相談ダイヤル

行こうよ！　公庫
0120-154-505

受付時間　平日 9:00～19:00（国民生活事業）
※音声ガイダンスの後に『0』を選択してください。

日本政策金融公庫 国民生活事業は、あなたの挑戦を応援します。

新たに事業を始める方 または

事業開始後税務申告を２期終えていない方 へ

創　業　支　援

創業期の方は、営業実績が乏しいなどの理由により資金調達が困難な場合が少なくありません。
このため、日本政策金融公庫　国民生活事業では、新規開業・スタートアップ支援資金やソーシャルビジネス支援資金などを通じて、創業されるみなさまを支援しています。
原則として無担保・無保証人でご利用いただけます。

POINT 1 無担保・無保証人融資

原則として無担保・無保証人で各種融資制度をご利用いただけます。

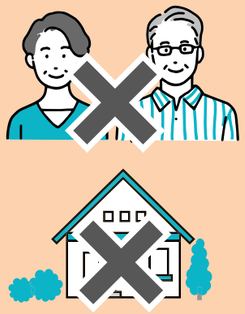

POINT 2 利率を一律0.65%引下げ(※1)

原則として0.65％（雇用の拡大を図る場合は0.9％）引下げとなります。

POINT 3 長期でご返済可能(※2)

設備資金は20年以内（うち据置期間５年以内）、運転資金は原則10年以内（うち据置期間５年以内)と長期でご返済いただけます。

(※1) 一部ご利用いただけない融資制度があります。
(※2) 新規開業・スタートアップ支援資金やソーシャルビジネス支援資金をご利用いただく場合を示しています。

創業される方向けの主な融資制度

新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を２期終えていない方がご利用いただく場合

新規開業・スタートアップ支援資金の概要

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方
融資限度額	7,200万円
ご返済期間	設備資金　20年以内 ＜うち据置期間5年以内＞ 運転資金(原則)　10年以内 ＜うち据置期間5年以内＞
利率（年）(注)	基準利率。ただし、一定の要件に該当する方が必要とする資金（原則として土地にかかる資金を除く。）は、特別利率をご利用いただけます。主な要件は次のとおりです。 **特別利率A** ・女性の方、35歳未満または55歳以上の方 ・創業塾や創業セミナーなど（産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業）を受け、認定市区町村が発行する証明書を取得した方（有効な証明書の場合に限ります。また、一定の要件を満たす方は、特別利率Bをご利用いただけます。） **特別利率B** ・日本ベンチャーキャピタル協会の会員（賛助会員を除く。）等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている方（見込まれる方を含む。） **特別利率C** ・地域未来交付金を活用した起業支援金および移住支援金の両方の交付決定を受けて新たに事業を始める方
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

(注) 創業支援貸付利率特例制度の適用により上記の利率から0.65％(雇用の拡大を図る場合は0.9％) 引下げとなります。

ソーシャルビジネス支援資金の概要

ご利用いただける方	社会的課題の解決を目的とする事業を営む方など
融資限度額	別枠7,200万円
ご返済期間	設備資金　20年以内 ＜うち据置期間５年以内＞ 運転資金　10年以内 ＜うち据置期間５年以内＞
利率（年）(注)	基準利率。ただし、一定の要件に該当する方が必要とする資金は、特別利率をご利用いただけます。主な要件は次のとおりです。 **特別利率B** ・新規開業しようとする方または新規開業しておおむね７年以内の方であって、社会的課題の解決を目的とする事業を営む方
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

(注) 創業支援貸付利率特例制度の適用により上記の利率から0.65％(雇用の拡大を図る場合は0.9％) 引下げとなります。

※制度の適用にあたっては一定の要件に該当することが必要です。
※お使いみち、ご返済期間、担保・保証の有無などによって異なる利率が適用されます。
※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。